	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
	発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】	□

	書類の種類	書類名	備考
添付書類	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注２９）		
	②印鑑証明書（注２９）		
	③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注２９）		
	④土地の取得を証する書類等（注３０）		
	⑤建物所有者の同意書（屋根設置の太陽光発電設備のみ）（注３１）		
	⑥発電設備の内容を証する書類（注３２）		
	⑦構造図（注２６）（注２７）		
	⑧配線図（注３３）		
	⑨接続の同意を証する書類の写し（注１７）		
	⑩運転開始年月日等の証明書類（注３４）		
	⑪事業実施体制図（注３５）		
	⑫関係法令手続状況報告書（注３６）		
	⑬再生可能エネルギー発電事業における燃料（原料）調達及び使用計画書（バイオマス発電設備のみ）（注３７）		
	⑭再生可能エネルギー発電事業における地熱資源等モニタリング計画書（地熱発電設備のみ）（注３８）		
	⑮補助金確定通知書（注３９）		
	⑯その他１		
	⑰その他２		
	⑱その他３（注４０）		

第２表　申請事業計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合に記載）

燃料区分（注４１）	燃料名（注４２）	バイオマス比率（%）（注４３）	バイオマス比率考慮後出力（ｋW）（注４４）	備考（注４５）
A				
B				
	計			
C				
	計			
D				
	計			
E				
	計			
G				
	計			
バイオマス合計				
F				
	非バイオマス計			

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。

（注２）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
Ｉ：内閣府沖縄総合事務局

（注３）　申請者（提出者）と同じ場合は、「申請者（提出者）と同じ」と記載することでも良い。

（注４）　法人番号がある場合のみ記載すること。その際、国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を記載すること。

（注５）　再生可能エネルギー発電事業に係る業務を執行する社員（会社法第５９１条に規定する「業務を執行する社員」のことであり、いわゆる従業員とは異なる。）、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し当該業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。該当する者がいない場合は「なし」と記載すること。なお、項目欄が不足する場合、項目欄分は申請書に記載した上で、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。

（注６）　発電設備の区分は次の表に掲げる記号にて記載すること。

記号	発電設備	出力
A	太陽光発電設備	10kW以上500kW未満
	太陽光発電設備	500kW以上
D	風力発電設備（陸上風力）	－
	風力発電設備（陸上風力リプレース）	－
U	風力発電設備（着床式洋上風力）	－
2	風力発電設備（浮体式洋上風力）	－